

守口市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護予防ケアマネジメント事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)及び守口市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(令和6年4月1日制定。以下「実施要綱」という。)の例による。

- (1) 介護予防ケアマネジメント 実施要綱第5条第2項第1号に掲げる介護予防ケアマネジメントA及び同項第2号に掲げる介護予防ケアマネジメントBをいう。
- (2) 介護予防ケアマネジメント事業 介護予防ケアマネジメントを提供する事業をいう。

(実施方法)

第3条 介護予防ケアマネジメント事業は、法第115条の47第1項及び第5項の規定により、介護予防ケアマネジメント事業を委託された事業者(以下「事業者」という。)が行うものとする。

- 2 事業者は、自らが設置する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)において、介護予防ケアマネジメントを行うものとする。
- 3 事業者は、法第115条の47第6項の規定に基づき、介護予防ケアマネジメント事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

(事業の内容)

第4条 介護予防ケアマネジメント事業は、市において実施する第1号事業の利用者(以下「利用者」という。)に対し、適切な解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)を実施することにより、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者がそれを理解した上で目標の達成に取り組めるよう、サービス利用等についての検討、必要に応じて介護予防ケアプラン(介護予防ケアマネジメントの事業所が作成する介護予防サービス計画に類するものをいう。以下同じ。)の作成、第6条に規定する自立支援型地域ケア会議の開催及び出席、サービス提供の目標の達成状況の評価等を行う。

(介護予防ケアマネジメント事業の対象者)

第5条 介護予防ケアマネジメント事業の対象者は、実施要綱第4条第1項に規定する者とする。

(自立支援型地域ケア会議の開催)

第6条 事業者は、利用者基本情報、介護予防ケアプランその他関係書類を確認し、前条に規定する対象者の自立を支援する視点で、多職種により検討する自立支援型地域ケア会議を開催するものとする。

(利用手続)

第7条 介護予防ケアマネジメント事業を利用しようとする者（以下「利用申込者」という。）は、介護予防ケアマネジメント依頼届出書に被保険者証を添付して市長に提出しなければならない。

2 市は、前項に規定する届出があった場合には、その旨を受給者台帳に登録し、地域包括支援センター名を記載した被保険者証を発行するものとする。

3 居宅要支援被保険者が、施行規則第95条の2の規定により、指定介護予防支援を受けることにつき市に届け出ている場合には、第1項の規定による届出があったものとみなす。

(利用者負担)

第8条 介護予防ケアマネジメント事業の利用に係る利用者負担は、無料とする。

(ケアマネジメント費の額)

第9条 介護予防ケアマネジメント事業に要する費用（以下「ケアマネジメント費」という。）の額は、実施要綱第12条第1項に規定する額とする。

(ケアマネジメント費に係る審査及び支払)

第10条 市は、ケアマネジメント費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の47第7項の規定により国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託して行うものとする。

(基本方針)

第11条 介護予防ケアマネジメント事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 介護予防ケアマネジメント事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービス並びに地域の予防活動等（地域における予防活動、就業、ボランティア、趣味活動等をいう。以下同じ。）の場が、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 事業者は、介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される実施要綱第5条第1項各号に掲げるサービスが特定の種類又は特定の指定第1号事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 事業者は、介護予防ケアマネジメント事業の運営に当たっては、市、指定居宅介護支援事業者、他の介護保険事業又は総合事業に係る事業者等、地域の予防活動等を含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、地域包括支援センターの担当職員（介護予防ケアマネジメント事業を担当する地域包括支援センターの職員をいう。以下同じ。）その他の従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 事業者は、介護予防ケアマネジメントを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第12条 事業者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 事業者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防ケアプランが前条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 事業者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、地域包括支援センターの担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

（提供拒否の禁止）

第13条 事業者は、正当な理由なく介護予防ケアマネジメントの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第14条 事業者は、当該地域包括支援センターの通常の事業の実施地域（当該地域包括支援センターが通常時に介護予防ケアマネジメントを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防ケアマネジメントを提供することが困難であると認めた場合は、他の事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第15条 事業者は、介護予防ケアマネジメントの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無又は事業対象者に該当するか否か及びこれらの有効期間（以下「有効期間」という。）を確かめるものとする。

（要支援認定の申請等に係る援助）

第16条 事業者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、要支援認定又は事業対象者に該当することの確認を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1に定める基本チェックリストの実施（以下「要支援認定の申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要支援認定の申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 事業者は、要支援認定の更新の申請又は要支援認定の申請が、遅くとも有効期間が満了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第17条 事業者は、地域包括支援センターの担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（介護予防ケアマネジメント事業の業務の委託）

第18条 事業者は、法第115条の47第6項の規定により介護予防ケアマネジメント事業の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため守口市地域包括支援センター運営協議会の議を経なければな

らないこと。

- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲及び業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、介護予防ケアマネジメントの業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、介護予防ケアマネジメントの業務を実施する介護支援専門員が、この要綱の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第19条 事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、介護予防ケアプランにおいて位置付けられている指定第1号事業のうち法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により、第1号事業支給費として利用者に対し支給すべき額の限度において指定第1号事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定第1号事業をいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防ケアプランの書類の交付)

第20条 事業者は、要支援認定又は事業対象者に該当することの確認（以下「要支援認定等」という。）を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防ケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第21条 事業者は、介護予防ケアマネジメントを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく介護予防ケアマネジメントの利用に関する指示に従わないこと等により、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第22条 地域包括支援センターの管理者は、当該地域包括支援センターの担当職員その他の従業者の管理、介護予防ケアマ

ネジメントの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 地域包括支援センターの管理者は、当該地域包括支援センターの担当職員その他の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第23条 事業者は、地域包括支援センターごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- （1） 事業者及び介護予防ケアマネジメントの事業所の概要（名称、所在地、連絡先等）
- （2） 介護予防マネジメント事業の目的及び運営の方針
- （3） 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者の職種、員数及び職務の内容
- （4） 営業日及び営業時間
- （5） 介護予防ケアマネジメントの内容
- （6） 通常の事業の実施地域
- （7） 緊急時等における対応方法
- （8） 虐待の防止のための措置に関する事項
- （9） 衛生管理
- （10） 秘密保持及び個人情報の保護
- （11） 苦情処理の体制及び手順並びに苦情相談の窓口及び連絡先
- （12） 事故発生時の対応（賠償すべき事故が発生した場合には賠償を行う旨並びに加入している賠償責任保険の保険会社名、保険の名称及び補償の概要を含む。）
- （13） その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第24条 事業者は、利用者に対し適切な介護予防ケアマネジメントを提供できるよう、地域包括支援センターごとに、地域包括支援センターの担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 事業者は、地域包括支援センターごとに、当該地域包括支援センターの担当職員によって介護予防ケアマネジメントを提

供しなければならない。ただし、地域包括支援センターの担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 事業者は、地域包括支援センターの担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者は、適切な介護予防ケアマネジメントの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域包括支援センターの担当職員その他の従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第25条 事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、地域包括支援センターの担当職員その他の従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（設備及び備品等）

第26条 事業者は、介護予防ケアマネジメント事業を行うために必要な広さの区画を確保するとともに、介護予防ケアマネジメントの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（地域包括支援センターの担当職員その他の従業員の健康管理）

第27条 事業者は、地域包括支援センターの担当職員その他の従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第28条 事業者は、当該地域包括支援センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）当該地域包括支援センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域包括支援センターの担当職員その他の従業員に周知徹底を図

ること。

(2) 当該地域包括支援センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該地域包括支援センターにおいて、地域包括支援センターの担当職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(揭示)

第29条 事業者は、地域包括支援センターの見やすい場所に、運営規程の概要、地域包括支援センターの担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 事業者は、重要事項を記載した書面を地域包括支援センターに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、地域包括支援センターの担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議（第40条第11号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第31条 事業者は、地域包括支援センターについて広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第32条 事業者及び地域包括支援センターの管理者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、当該地域包括支援セン

ターの担当職員その他の従業者に対して、特定の指定第1号事業者、他の保健医療サービス若しくは福祉サービス又は自発的な活動によるサービスを提供する者（以下「指定第1号事業者等」という。）によるサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（利益供与の禁止）

第33条 事業者及び地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、利用者に対して特定の指定第1号事業者等によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第34条 事業者は、提供した介護予防ケアマネジメント又は介護予防ケアプランに位置付けた第1号事業に係るサービスに対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した介護予防ケアマネジメントに関し、市が必要であると認めた報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め、地域包括支援センターの担当職員その他の従業者に対する出頭の求め又は市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第35条 事業者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等、当該利用者に係る介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第36条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域包括支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、地域包括支援センターの担当職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域包括支援センターにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域包括支援センターにおいて、地域包括支援センターの担当職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第37条 事業者は、地域包括支援センターごとに経理を区分するとともに、介護予防ケアマネジメント事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第38条 事業者は、地域包括支援センターの担当職員その他の従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第40条第16号に規定する指定第1号事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防ケアマネジメント台帳
 - ア 介護予防ケアプラン
 - イ 第4条に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第40条第11号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第40条第16号に規定するモニタリングの結果の記録
 - オ 第40条第18号の規定による評価の結果の記録
- (3) 第40条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において

「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第21条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(介護予防ケアマネジメントの基本取扱方針)

第39条 介護予防ケアマネジメントは、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切な第1号事業に係るサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防ケアプランを策定しなければならない。

3 事業者は、提供する介護予防ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護予防ケアマネジメントの具体的取扱方針)

第40条 介護予防ケアマネジメントの方針は、第11条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 地域包括支援センターの管理者は、当該地域包括支援センターの担当職員に介護予防ケアプランの作成に関する業務を担当させること。

(2) 介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、第1号事業に係るサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に総合事業のサービスの利用又は地域の予防活動等への参加が行われるようにしなければならないこと。

- (6) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、第1号事業以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防ケアプラン上に位置付けるよう努めなければならないこと。
- (7) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、介護予防ケアプランの作成の開始に当たっては、利用者による第1号事業に係るサービスの選択に資するよう、当該地域における第1号事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。
- (8) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能及び健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならないこと。
- ア 運動及び移動
 - イ 家庭生活を含む日常生活
 - ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
 - エ 健康管理
- (9) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないこと。この場合において、地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (10) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標及び具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定第1号事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防ケアプランの原案を作成しなければならないこと。
- (11) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、サービス担当者会議（地域包括支援センターの担当職員その他

の従業者が介護予防ケアプランの作成のために、介護予防ケアプランの原案に位置付けた指定第1号事業の担当者（以下「サービス担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報をサービス担当者と共有するとともに、当該介護予防ケアプランの原案の内容について、サービス担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (12) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、介護予防ケアプランの原案に位置付けた第1号事業等について、第1号事業支給費の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防ケアプランの原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならないこと。
- (13) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、介護予防ケアプランを作成した際には、当該介護予防ケアプランを利用者及びサービス担当者に交付しなければならないこと。
- (14) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、介護予防ケアプランに位置付けた指定第1号事業者に対して、当該第1号事業を実施するに当たって個別計画（利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定第1号事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した指定第1号事業個別サービス計画をいう。以下同じ。）が作成されている場合には、当該個別計画の提出を求めること。
- (15) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、指定第1号事業者に対して、介護予防ケアプランに基づき、個別計画の作成を指導するとともに、第1号事業に係るサービスの提供状況及び必要に応じた利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならないこと。
- (16) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、介護予防ケアプランの作成後、介護予防ケアプランの実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて介護予防ケアプランの変更、指定第1号事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (17) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、指定第1号事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

- (18) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、介護予防ケアプランに位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防ケアプランの目標の達成状況について評価しなければならないこと。
- (19) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定第1号事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。
- ア 少なくとも第1号事業に係るサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。
- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、第1号事業に係るサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。
- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、サービス担当者その他の関係者の合意を得ていること。
- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、サービス担当者から提供を受けること。
- ウ 第1号事業に係るサービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、第1号通所事業を行う事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (20) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、

介護予防ケアプランの変更の必要性について、サービス担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

ウ 第1号事業対象者に該当することの確認を受けている利用者が要支援認定を受けた場合

エ 第1号事業対象者に該当することの確認を受けている利用者が再度第1号事業対象者に該当することの確認を受けた場合

- (21) 第5号から第15号までの規定は、第16号に規定する介護予防ケアプランの変更について準用すること。
- (22) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。
- (23) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防ケアプランの作成等の援助を行うこと。
- (24) 地域包括支援センターの担当職員は、利用者に管理すべき疾患があつて、第1号事業に係るサービスの利用等に当たって医師又は歯科医師の判断が必要と考えられる場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならないこと。
- (25) 前号の場合において、地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、介護予防ケアプランを作成した際には、当該介護予防ケアプランを主治の医師等に交付しなければならないこと。
- (26) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防ケアプランを作成しなければならないこと。
- (27) 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、要支援認定等を受けている利用者が要介護認定を受けた場合に

は、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

- (28) 事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議（以下「地域ケア会議」という。）から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこと。

（介護予防ケアマネジメントBに係る具体的取扱方針）

第41条 介護予防ケアマネジメントBの方針は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業者は、前条第11号に掲げる事項を省略することができること。
(2) 事業者は、前条第15号から第20号までに掲げる内容については、必要に応じて実施すること。

（介護予防ケアマネジメントの提供に当たっての留意点）

第42条 事業者は、介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能、栄養状態又は口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善、環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、第1号事業に係るサービスの提供者等とともに目標を共有すること。
(4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
(5) サービス担当者会議、地域ケア会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な総合事業のサービス以外の保健医療サービス若しくは福祉サービス、住民による自発的な活動によるサービス等又は地域の予防活動等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
(6) 予防給付及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
(7) 介護予防ケアプランの策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。

(8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

(電磁的記録等)

第43条 事業者及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第15条及び次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 事業者及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

第44条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、介護予防ケアマネジメント事業主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第29条第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。